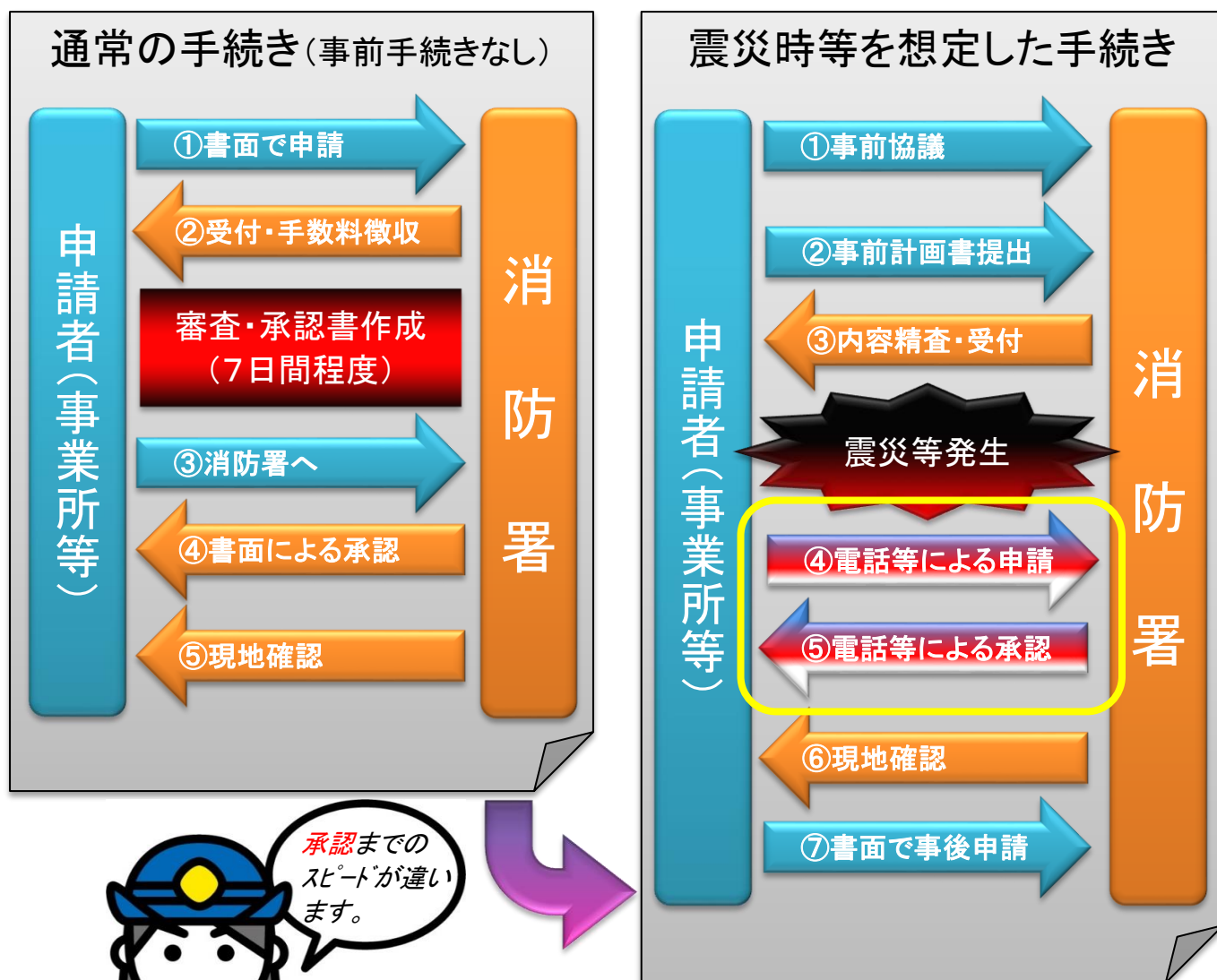


《震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い》

震災時等において「指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱い」が想定される場合、「事前計画書」を消防署に提出しておくことで、「震災時等を想定した手続き」(右下図)に基づき、**震災等の発生後、電話等により、速やかに承認を得ることができ**、「通常の手続き」(左下図)に比べて**審査期間(7日間程度)の短縮**が図られます。



【関連する通知】

- ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて
(平成25年10月3日消防災第364号・消防危第171号)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/assets/251003_sai364_ki171.pdf
- ・危険物規制事務に関する執務資料の送付について
(平成30年12月18日消防危第226号)
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/301218_ki226.pdf